

仕様明細書

- 1 件 名：文書共有システム利用契約
- 2 契約概要：文書共有システムのサービス提供及び運用のサポート業務に関する契約
- 3 契約期間：令和3年8月1日～令和6年7月31日（長期継続契約）
- 4 内 容
 - (1) 受託者は、委託者が使用するデータについて、クラウドで管理する。
 - (2) 受託者はシステムの利用環境の最適化を図るため、安定したサーバ運用（日本国内にのみサーバを設置すること。）を行い、確実なサービスを提供する。また、セキュリティには万全の配慮をする。
 - (3) 委託者から技術的な各種問い合わせに対し、受託者は誠意をもって対応する。
 - (4) 受託者は、この仕様書に記載のない事項であって、本業務を遂行するために必要な事項が生じたときは、委託者と協議しなければならない。
- 5 利用料の算出及び支払い等
 - (1) 委託者からの金銭の支払いは、利用料に一元化する。
 - (2) 利用料の算出
初期導入費用とシステム利用料は、区分して算出する。
 - ① 初期導入費用
 - ア システムの初期設定費用
 - イ ソフトウェア導入費用
 - ウ その他初期導入に要する費用
 - ② システム利用料
 - ア システム保守費用
 - イ ライセンス費用
 - ウ データ容量に係る費用
 - エ その他システム利用に要する費用
 - (3) 利用料の支払い等
 - ① 初期導入費用は、作業等が終了した後に支払う。
 - ② システム利用料は、月ごとの分割払いとし、利用月の翌月に支払う。

6 調達範囲

- (1) 文書共有システム ライセンス数・・・26ライセンス以上
- (2) 文書共有システム データ使用容量・・・3GB以上
- (3) 委託者が別途調達するタブレット26台及び委託者が保有するパソコン1台に文書共有システムのユーザー情報を容易に設定できること。なお、ユーザー情報は、文書共有システム導入時に別途、委託者から提供するものとする。
- (4) 文書共有システムは、参考システム（東京インタープレイ（株）のSidebooks、富士ソフト（株）のmoreNOTE）又はその同等品とすること。
なお、同等品で積算する場合は、入札書提出前に議会事務局にその同等品が仕様書に合致していることの確認を得ること。

7 システム機能条件

- (1) 基本要件
 - ① システムがWindows10、Android8.0及びiOS11以上の各OSに対応していること。
 - ② PDFファイルを登録できること。
 - ③ 管理者が利用者ごとに操作・閲覧制限を設定できること。また、利用者の操作・閲覧可能な範囲を限定できること。
 - ④ ユーザーを細かくグループに分けて管理できること。また部署ごとやグループごとに文書の閲覧権限を管理できること。
 - ⑤ フォルダは5階層以上作成できること。
 - ⑥ フォルダは必要に応じて移動、削除、追加ができること。
 - ⑦ 管理者の負担が軽減されるよう、配慮されていること。
 - ⑧ 文書の流出等を防ぐためのセキュリティ対策が講じられていること。
 - ⑨ 他の自治体において導入実績があり、運用ノウハウがあること。
 - ⑩ システムを安定的かつ継続的に運用するために、パッケージを含むソフトウェアのバージョンアップ及び緊急修正を適宜行うこと。また、システムの最新情報について定期的に報告すること。
- (2) 文書の登録
 - ① 文書の登録に当たっては、パソコンから容易にアップロードができること。また、資料の差し替え及び削除が随時可能であること。
 - ② 文書の整理・分類・管理が任意に行えること。また、文書登録後も文書を登録したフォルダを変更できること。
 - ③ 利用者ごとに文書及びフォルダの閲覧制限を設定できること。
 - ④ 登録文書のパソコン等へのダウンロードの可否及び印刷の可否が設定できること。
- (3) 文書の閲覧
 - ① 文書の閲覧が容易にできること。
 - ② インターネット回線を使って、登録文書をいつでもタブレット型端末等で閲覧できること。

- ③ 自在に拡大縮小表示ができること。
- ④ ページ数の多い文書でも、1 ページ目を高速表示できること。

(4) 閲覧補助

タブレットユーザー用の閲覧補助として、次の機能を備えていること。

- ① 左右ページをあわせた見開き表示ができること。
- ② 見開き表示、単ページ表示を容易に切り替えられること。
- ③ 手書きメモを書き込みできること。また、手書きメモは、手書きをしたIDであれば異なる端末からでも同じ内容を見られること。
- ④ 画像メモ及びテキストメモを保存できること。
- ⑤ PDFに設定された「もくじ」を表示できること。また、もくじを利用してページ移動ができること。
- ⑥ 最近見た文書の履歴機能があること。また、履歴を利用して文書を開くことができること。
- ⑦ あらかじめ設定したユーザーに対し、見せたい文書を画面上に表示できること。
- ⑧ 複数の文書を同時に表示する機能を有すること。

(5) 文書の検索

閲覧権限のある全ての文書を対象に、キーワードにより簡易に検索ができること。

8 セキュリティ対策

(1) 通信経路対策

SSLサーバ証明書を取り込み、通信経路の暗号化を講じること。

(2) システム冗長構成による安全対策

Webサーバ及びDBサーバを多重化し、万一のトラブル発生時においてもサービス未提供時間が最小となるように配慮すること。

(3) アクセスログ

不正利用を抑止するため、市から請求があったときは、アクセスログを市に提供すること。

(4) 運用監視体制

24時間365日の運用監視体制をひき、トラブル発生時には柔軟な対処を実施すること。

(5) IDC設備

提供者は、以下の要件を満たすIDC設備において、本サービスを提供すること。

- ① 24 時間365 日の監視、運用体制を要していること。
- ② 24 時間365 日のサポート窓口を整備すること。
- ③ 入退室に係るセキュリティ対策を要していること。
- ④ ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）基準に則した設備であること。
- ⑤ 監督官庁又は公益法人が定める安全対策基準をクリアしていること。
- ⑥ 電源、地震、漏水、火災、防犯監視、データ保管対策が十分とられていること。

9 その他の特記事項

- (1) 本件に関わるシステム（ソフトウェア等）の納入から、導入作業、保守・障害対応及び運用支援等の業務を一括して対応すること。
- (2) 情報セキュリティ体制を証するものとして、契約期間中は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークを取得し、又はISMS認証（ISO/IEC27001）を受けていること。
- (3) 本サービスの提供者（以下「提供者」という。）は、市議会及び市の情報システムの保全措置に関し、積極的に協力し、遵守すること。
- (4) 本仕様書に疑義等が生じた場合は、委託者と受託者との間でその都度協議の上、解決を図ること。
- (5) 受託者は、業務の実施に伴い適用を受ける法令、基準、指針等を遵守すること。
- (6) 本業務は、業務履行における責任を明確にするために、受託者自らが行うこと。
- (7) 本契約終了後、受託者は、サーバ機器の内部に記録されたデータを米国国家安全保障局（NSA）方式によって完全に消去し、委託者に対して消去を完了した旨の証明書を契約の満了日又は契約の解除日から1か月以内に提出すること。ただし、本契約終了後、新たに締結する契約の受託者と本契約の受託者が同一となるときは、データを消去しないこと。
- (8) 受託者は、消去作業の未完了又は未実施により該当データが流出したときは、委託者が直接又は間接的に被る被害の全てについて責任を負うこと。